

印刷物仕様書

担当部署	三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班	担当者	湊川	TEL	059-224-2703		
印刷物の名称	納入通知書兼領収書(電算用)			数量	18,000 部		
種別	ポスター ・ チラシ ・ リーフレット ・ 地図 ・ その他 電算用紙)						
仕上がりサイズ	(<small>折り加工の有無に関係なく記載する</small>)	A ・ B	4判	たて型 よこ型	その他 (よこ mm × たて mm)		
展開サイズ	(<small>折り加工する場合はこちらに記載する</small>)	A ・ B	判	たて型 ・ よこ型	その他 (よこ mm × たて mm)		
デザイン依頼	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項		
レイアウト調整	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項		
	公印印刷印影の印刷位置の調整	1					
原稿内訳	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿		
		種類・ファイル形式・規格 等		数 量	種類・規格 等		数 量
	文字原稿	docファイル		1 <small>ファイル</small>	(1ページあたりの字数 × ページ数)		字
	罫表原稿	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点	A4相当 B5~A5相当 B6以下	点		
	表組原稿	A4 B5・A5 B6以下	点	A4 B5・A5 B6以下	点		
	図版原稿			点	公印(部長印)の印影	1 点	
写真原稿	カラー モノクロ	点	カラー A3~B4相当 A4~B5相当 A5~B6相当 A6相当以下	点			
				モノクロ A3~B4相当 A4~B5相当 A5~B6相当 A6相当以下			
完全原稿							
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後、部長印を押印した紙を1枚お渡しいたします。 ・部長印を押印した紙を渡す際に、別添の「預かり証」に署名・押印し、提出をお願いいたします。 ・部長印を押印した紙は、納品日までに住宅政策課に返却してください。 						

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可) ・ マスターペーパー ・ その他 ()												
印刷	オフセット ・ オンデマンド ・ その他 (どちらでも可)												
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成	印刷色		文字校正		色校正		用紙					
		色数	印刷色	回数	部数 / 回	種類	回数	部数 / 回	品種・銘柄	規格・連量 又は 坪量			
	両面	表	色		回	部		回	部		判	kg	g / m ²
		裏	色		回	部		回	部				
片面		2色	朱色、墨色	1回	1部	カラープリンタ	1回	1部	OCR用紙(薄クリーム)	四六判	72 kg	g / m ²	
特記事項	<p>・印刷位置の指定があります。別添ファイル「納入通知書兼領収書(見本)」並びに「部長印影印刷位置図」に従って印刷すること。表面はドロップアウトカラー印刷とする。</p> <p>・色指定等に関しては、三重県ホームページ内「印刷物・名刺・封筒のユニバーサルデザイン (http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20776012411.htm)」にかかる配慮を行うこと。</p> <p>・古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>・「その他特記事項」欄に記載のとおり、印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。</p> <p>・1回目の文字校正時に色校正を行う。</p>												
製本・加工	製本	二つ折り ・ 巻三つ折り ・ 巻四つ折り ・ 経本四つ折り ・ 観音折り ・ DM折り ・ その他 ()											
	加工	マシン目3か所(見本通り)											
	特記事項	マシン目の箇所にも朱色の線を入れること。											
納品	納品日	令和7年3月14日(金)15時まで											
	納品場所	三重県庁4階 住宅政策課			分納	あり		カ所	なし		送料	含む・含まない	
	電子媒体制作	不要	PDF	HTML	その他 ()		使用目的 :						
	包装・梱包	不要	要	100部単位		包装(クラフト紙)		梱包(ダンボール)		その他 ()			
特記事項	100部毎に帯封をしてください。												
著作権等	<p>1 本契約に基づく成果物の著作権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。</p> <p>2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。</p>												
暴力団等の排除	<p>1 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。</p> <p>ア 断固として不当介入を拒否すること。</p> <p>イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。</p> <p>ウ 発注者に報告すること。</p> <p>エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。</p> <p>2 受注者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。</p>												
その他特記事項	<p>1 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和6年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月) 3. 文具類及び22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)</p> <p>2 契約締結権者は、三重県会計規則(以下、「規則」という)第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。</p> <p>3 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。</p> <p>4 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。</p> <p>5 その他仕様書等に記載がない事項については、規則の定めるところによります。</p> <p>参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法. net http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html 規則について https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj</p>												